議題１：自動車事故における損害賠償について（春日井市提出）

資料１－１

市名	回答					
	（１）自動車事故の損害賠償について			（２）対物補償と人身補償の両補償が発生した場合について		
	ア　専決処分としているか	専決処分としている場合 イ　専決処分をできる金額と根拠	専決処分としていない場合 ウ　賠償方法	ア　両補償額が確定するまで賠償を行わないか	イ　補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っているか	ウ　議会に諮ることとしているか
名古屋市	専決処分としている	議会の権限に属する事項中市長の専決事項（昭和39年3月23日議決）により金額を定めている。 「(抜粋) (4)1件100万円(交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による保険金額の最高限度額に相当する額)未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。」		それぞれの補償金額について対応し、賠償を行っている。	そのとおり行っている。	
豊　橋　市	専決処分としている	１件１００万円以内（対物補償・人身補償各々） 市長の専決事項の指定について（昭和３８年３月１９日会第２号議決）		被災者救済のため、行っている。	被災者救済のため、治療費等を概算払いする。 示談書を支払い毎に交わすかは、事案ごとに異なる。	支払１件が１００万円を超える場合は、議会に諮る。
岡　崎　市	専決処分としている	専決処分をできる金額は、50万円未満。 金額の根拠は、30年以上前に設定されたため不明。		総額が定まるまで専決処分を行わない。 原則は総額確定時に専決処分を行い、示談書を交わして一括で損害賠償額を支払うが、総額が確定するまで長期になることが見込まれる場合については、必要に応じて将来的に市が確実に賠償する範囲内で概算払を行うことがある。	１件の事故で一部のみ損害賠償の額を定める取扱いは行っていない。示談書は総額で作成する。	実例はないが、賠償すべき総額が判明し、その額が専決処分できる額を超えている場合は議会に諮る。
一　宮　市	専決処分としている	50万円未満 （根拠）市長の専決処分事項の指定について		行わない	行っている	
瀬　戸　市	専決処分としている	【専決処分できる金額】 物損事故のみ　５０万円以下 人身事故のみ　１２０万円以下（※１） 物損+人身事故　物損５０万円以下且つ人身１２０万円以下（※１） ※１　脂肪、後遺障害がある場合、自動車損害賠償保険法施行令に規定する額 【根拠】 議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和５６年３月２４日議決）		基本的には賠償を行わない。	対物も人身も確定した時点で示談を行い支払いも行う。	すべて確定してから行うため、該当しない。
半　田　市	専決処分としている	５０万円以下 「市長の専決事項の指定について」昭和51年1月20日議決		両補償額の総額が、議決を要する額を超えるか否かが確定できるまでは賠償を行っていません。	いません。	いません。

市名	回答					
	（１）自動車事故の損害賠償について			（２）対物補償と人身補償の両補償が発生した場合について		
	ア　専決処分としているか	専決処分としている場合 イ　専決処分をできる金額と根拠	専決処分としていない場合 ウ　賠償方法	ア　両補償額が確定するまで賠償を行わないか	イ　補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っているか	ウ　議会に諮ることとしているか
春日井市	専決処分としている	（死亡）１件3,000万円以下、（傷害）１件120万円以下、（その他）１件140万円以下 裁判所法第33条第１項第１号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額 交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額		それぞれの示談ごとで賠償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っている。	それぞれの示談ごとで賠償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っている。	それぞれの示談ごとで賠償額が専決処分できる額を超えることとなった場合に、議会へ諮ることとしている。
豊川市	専決処分としている	専決処分できる金額は1件100万円以内。 金額の根拠は、専決処分事項の指定を定めた際、近隣他市の条例等を参考にして金額設定を行った。		専決処分できる金額はそれぞれの示談ごとである。	補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っている。	1件100万円以上の場合は、議会に諮るとしている。
津島市	専決処分としている	100万円未満 議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（平成10年12月７日議会可決）		人身補償が必要となる事例が近年発生していない	人身補償が必要となる事例が近年発生していない	人身補償が必要となる事例が近年発生していない
碧南市	専決処分としている	金額：自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額以下の額 根拠：議会の権限に属する事項中、市長において専決処分することができる事項（平成９年２月２７日議決）		対物補償、人身補償の額が確定した時点でそれぞれ賠償を行っている	行っている	議会に諮ることとしている
刈谷市	専決処分としている	【金額】 １件１００万円未満（ただし、交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額以下のものとする） 【根拠】 市長の専決事項の指定について（昭和６１年３月２７日議決）		原則として両補償額が確定するまで賠償を行わないが、対物補償額の確定までに長期間を要したために、医療機関に対して、治療費の確定分を支払った事例はある。	両補償額が確定する前に、人身補償額（治療費）の確定分を支払う場合であっても、示談書は対物補償も含めた総額が確定してから交わしている。	これまで設問のような事例は発生したことはないが、今後、発生した場合は議会に諮る。
豊田市	専決処分としている	法律上の義務に属する損害賠償の額（自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額に免責金額を加えた額に相当する額） 根拠：市長において専決処分することを得る事項		－	物損、人身それぞれ賠償額が確定した段階で専決処分を行い賠償を行っている。	－
安城市	専決処分としている	１件５０万円以内だが、この金額の根拠は分からない。　　▸資料１				同一事故に関しては、可能な限り、対物と人身を同一の示談日にしている。 ただし、それが不可能な場合は、確定したものから賠償を行うことになる。 どちらにしても、専決処分の額を超えることとなった場合は、議会に諮ることになる。

市名	回答					
	（１）自動車事故の損害賠償について			（２）対物補償と人身補償の両補償が発生した場合について		
	ア　専決処分としているか	専決処分としている場合 イ　専決処分をできる金額と根拠	専決処分としていない場合 ウ　賠償方法	ア　両補償額が確定するまで賠償を行わないか	イ　補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っているか	ウ　議会に諮ることとしているか
西　尾　市	専決処分としている	《金額》 １件100万円（交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金額の最高限度額に相当する額）未満 《根拠》 「市長の専決事項の指定について」の第１号		「イ」の設問のとおり、専決処分できるのは示談ごとと考え、対物補償、人身補償の示談ごとに補償額が確定したものから示談書を交わし、賠償を行う。	設問のとおり	「イ」の設問のとおり、専決処分できるのは示談ごとと考え、対物補償、人身補償の示談ごとに補償額が確定したものから示談書を交わし、賠償を行う。
蒲　郡　市	専決処分としている	５０万円（人身事故は５００万円） 地方自治法第１８０条第１項の議決に基づく指定金額（昭和５２年９月２８日議決）		原則として両補償額が確定した段階で賠償している		
犬　山　市	専決処分としている	市長の専決処分事項の中で１件５０万円以下のものとしている。	賠償金で支払います。	補償額が確定するまでは行っていない。	示談書を交わし賠償を行っている。	これまでにそのような事例はありませんが、個別具体的に判断することとなります。
常　滑　市	専決処分としている	（金額）：　50万円以下 （根拠）：　地方自治法第180条第１項を受けた、「市長の専決事項の指定について」（平成25年３月21日議決）第3項		対物又は人身補償のうち、先に金額が確定したものから賠償する事はあります。 （（２）イと同旨。）	行っています。	当市では、今までこのような事案はありません。 【想定した事案】 事故（１件）ついての補償：　先に物損について賠償額が確定したので賠償し（20万円）、後に人身について補償（50万円）を行った場合を想定　（「総額70万円」で、専決処分できる額（50万円）を超える。）。 →　仮に、このような事案が発生し、市として回答を求められた場合には、議会に諮るよう答えます（但し、いかなる議案の形式になるかまでは未検討。）。
江　南　市	専決処分としている	５０万円以下 他市を参考にしました		原則、両補償額が確定するまで賠償を行いません （人身補償が多数であり、長期化する場合それぞれで示談する場合があります）	－	行っていません
小　牧　市	専決処分としている	50万円以下 議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項により指定		－	－	議会に諮ることとしている。
稲　沢　市	専決処分としている	100万以下の賠償が対象。 平成３年に議員立法において制定されており、金額の根拠が分かる資料が残っていない。		行っていない。	行っていない。	議会に諮ることとしている。
新　城　市	専決処分としている	１件100万円以内 新城市長の専決事項の指定（平成１７年１１月２４日議決）	―	両補償額が確定するまで賠償を行わない	―	―

市名	回答					
	（１）自動車事故の損害賠償について			（２）対物補償と人身補償の両補償が発生した場合について		
	ア　専決処分としているか	専決処分としている場合 イ　専決処分をできる金額と根拠	専決処分としていない場合 ウ　賠償方法	ア　両補償額が確定するまで賠償を行わないか	イ　補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っているか	ウ　議会に諮ることとしているか
東　海　市	専決処分としている	（専決処分できる金額）　50万円未満 （根拠）　「専決処分事項の指定について」で定めている。		基本的には当該事故に係る両方の全補償額が確定するまで賠償は行わないが、治療期間が長引いたり、費用額が多額になる場合などに一時的に賠償を行っている。	補償額が確定し示談書を交わしたものから賠償を行っている。	全補償額が専決処分できる金額を超えた場合は、議会に諮り、議決を得た上で賠償を行う。
大　府　市	専決処分としている	金額　60万円 【専決処分事項の指定について】 地方自治法第180条第１項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 １　１件60万円以下の事件に関し、市が当事者である訴えの提起、和解及び調停をすること。 ２　１件60万円以下の法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めること。		原則賠償額が定まらない限り、市として支払いはしない。 ただし、人身事故において、医療機関・薬局にかかった医療費については、請求があれば保険会社より医療機関・薬局へ、自動車損害賠償責任保険料の限度額までは、支払いを行う。	専決処分は、総額であるので賠償総額が定まらない限り原則示談は行わない。	原則賠償総額定まらない限り示談は行わない。賠償金が専決処分を超える額になった場合は、議会の議決後を示談日とし、支払いを行う。 ただし、人身事故において、医療費については。自動車損害賠償責任保険金の限度額までは、保険会社より医療機関・薬局に支払いをしている。賠償総額は医療費の支払った額を含めた総額で示談を行う。
知　多　市	専決処分としている	専決処分をできる金額：５０万円 その金額となる根拠：地方自治法第180条第1項の規定により昭和54年6月25日議決した。		事例がないため、回答できない	事例がないため、回答できない	事例毎に対応を検討する必要があると考えられるが、近年では事例がないため回答できない。
知　立　市	専決処分としている	地方自治法第180条第1項に基づく「議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項」において、専決処分をできる金額は50万円未満としています。				専決処分できる金額は総額であるが、補償額が確定したものから賠償を行い、総額が専決処分できる額を超えることとなった場合に、議会に諮ることとしている。
尾 張 旭 市	専決処分としている	１件100万円以下のもの 【根拠】市長の専決処分事項の指定について（昭和57年3月23日議決） ※地方自治法第180条第１項の規定に基づく指定		補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っている	補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っている	補償額が確定したものから賠償を行い、総額が専決処分できる額を超えることとなった場合に、議会に諮ることとしている
高　浜　市	専決処分としている	○金額　50万円以下 ○根拠　地方自治法第180条第1項に基づき「市長の専決処分事項の指定について」として次のように規定している。 ・法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの		・基本的には、両補償額が確定するまで賠償は行わない。（ただし、10年以上対人補償が生じる事故が発生していないため、案件が発生した際、他団体の状況を踏まえて検討する。）	10年以上対人補償が生じる事故が発生していないため、案件が発生した際、他団体の状況を踏まえて検討する。	同左
岩　倉　市	専決処分としている	議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項において、「法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下のものに関すること」と規定している。	－	原則として両賠償額が確定するまで賠償を行わない。ただし、相手方との話し合いにより、やむを得ない事情が認められる場合は、一方の賠償を先行して行うこともある。	専決処分できる金額は、総額であると考えるので、それぞれで示談することはない。	このような事例が近年なかったため、実際の事例が発生した場合に検討することになるが、補償額が確定したものから賠償を行い、総額が専決処分できる額を超えることとなった場合に、議会に諮ることになると思われる。

市名	回答					
	（１）自動車事故の損害賠償について			（２）対物補償と人身補償の両補償が発生した場合について		
	ア　専決処分としているか	専決処分としている場合 イ　専決処分をできる金額と根拠	専決処分としていない場合 ウ　賠償方法	ア　両補償額が確定するまで賠償を行わないか	イ　補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っているか	ウ　議会に諮ることとしているか
豊　明　市	専決処分としている	50万円：別添、市長の専決処分事項の指定についてによる	損害賠償の額を議会に諮り議決を得る。	賠償を行わない（案件なし）	専決処分できる金額は、総額であると考えるので、それぞれで示談することはない。	していない、個別に対応する。類似案件がぎょうせいの地方財務実務提要にあり
日　進　市	専決処分としている	100万円以下。 地方自治法第180条第1項		対物、人身補償額が未確定時は、専決処分範囲内かどうかの判断ができないため、原則行なわない。	賠償額について、専決処分内の目処がたった場合、対物、人身について、それぞれ別で示談書を取り交わしている。	専決処分できる額を超える見込みの場合は、全ての金額が確定してから賠償する。
田　原　市	専決処分としている	金額：１件　１００万円 根拠：明確な根拠はない		実際の事例はありませんが、専決処分は示談ごとだと考えます。対物・人身が同時にまとまった場合は両者の合計額、片方の合意が難しい場合は合意できたものから示談することになると考えます。	はい	いいえ
愛　西　市	専決処分としている	１件６０万円以下 「市長の専決処分事項の指定について」による		専決処分できる金額は、それぞれの示談ごとであるため、補償額が確定したものから、示談及び賠償を行っている	行っている	議会を招集する時間的余裕がない場合は専決処分し、議会に報告のうえ承認を求めている
清　須　市	専決処分としていない		議会の議決を経て賠償を行っている	賠償を行っていない	賠償を行っていない	賠償を行っていない
北名古屋市	専決処分としている	１件につき１００万円以下のもの 市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の指定について（平成１９年６月２１日議決）			この方法により事務を進めている。	
弥　富　市	専決処分としている	市長の専決処分事項の指定について 　１件１００万円以下（損害賠償の額が１００万円を超える交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償責任保険契約、自動車損害賠償責任共済契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額に相当する額）の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。		事例はないが、示談はそれぞれのため、補償額が確定したものから賠償を行う。	事例はないが、示談はそれぞれのため、補償額が確定したものから賠償を行う。	事例はないが、専決処分をできる額を超えることとなった場合、議会に諮ることとなる。
みよし市	専決処分としている	1件100万円未満 ※別添「市長において専決処分することを得る事項」参照	示談書を交わした上で、先方が指定した口座へ賠償金を振り込む。	行わない。	両者の損害額（総額）が決まった上で、示談書を交わし賠償を行っている。	相手方に賠償する損害額（総額）が専決処分できる額を超える場合は、議会に諮る。個々の事項（車両、人身）の損害額でなく、相手に賠償する額として捉える。
あ　ま　市	専決処分としていない		定めはありませんが、補正予算を計上し議決後に支払うこととしています。	事例がないため判断ができません。	事例がないため判断ができません。	事例がないため判断ができません。

市名	回答					
	（１）自動車事故の損害賠償について			（２）対物補償と人身補償の両補償が発生した場合について		
	ア　専決処分としているか	専決処分としている場合 イ　専決処分をできる金額と根拠	専決処分としていない場合 ウ　賠償方法	ア　両補償額が確定するまで賠償を行わないか	イ　補償額が確定したものから示談書を交わし賠償を行っているか	ウ　議会に諮ることとしているか
長 久 手 市	専決処分としている	賠償額が５０万円以下のものが専決処分となります。 根拠としては昭和62.12.22議決の「市長の専決事項指定について」に基づいた金額となっています。		専決処分できる金額はそれぞれの示談ごととしており、補償額が確定したものから示談書を交わし賠償行っています。（イのとおり）	専決処分できる金額はそれぞれの示談ごととしており、補償額が確定したものから示談書を交わし賠償行っています。（イのとおり）	専決処分できる金額はそれぞれの示談ごととしており、補償額が確定したものから示談書を交わし賠償行っています。（イのとおり）

議題１：自動車事故における損害賠償について（春日井市提出）

資料１－２

市名	回答			
	（３）「（２）ウ」を始めとして、示談前に補償額の一部を支払う方法について			（４）その他の事務処理方法について
	ア　規則で賠償金の概算払ができることとしているか	概算払ができる場合 イ　議決を経て精算払を行っているか	概算払ができない場合 ウ　示談額が決まる前に資金前渡金により一部を支払っているか	
名古屋市	概算払ができない		人身補償については、その都度全国市有物件災害共済会から治療費の支払いを行っている。	
豊橋市	概算払ができる	議決を経るのは支払１件が１００万円を超える損害賠償の支払いであるため、支払１件は１００万円を超えなければ、議会には諮らない。		
岡崎市	概算払ができる	実例なし。必要に応じて議会に事前説明を行い、専決処分できる額に限らず必要額を概算払した上で、残額がある場合には議決後に精算払することが考えられる。		
一宮市	概算払ができる	精算払いを行っている	支払っていない	特になし
瀬戸市	概算払ができない		基本的には支払っていないが、行うケースもある。 通常は、示談の後支払うこととしているが、どうしても先方や相手方保険会社、修理先工場との話し合いが整わなかった場合に、修理工場の支払いのみ行ったケースがある。	
半田市	概算払ができる	示談額決定前に専決処分できる金額以下の額で概算払をし、議決を要する額となった場合には、議決を経て精算払を行うことになりますが、議決を要しない額で示談額が決定することが確実にならなければ概算払いを行わないませんので実際に行った事例はありません。		
春日井市	概算払ができない		資金前渡により支払っている。	
豊川市	概算払ができない		概算払い、資金前渡金のいずれの方法によっても支払いはしていない。	行っていない。
津島市	概算払ができる	津島市財務規則（平成元年３月31日規則第11号）第77条第４号において、損害賠償として支払う経費を概算払可能としているが、近年、示談額が決定する前に概算払をした事例がない。	近年、示談額が決定する前に支払をした事例がない。	
碧南市	概算払ができる	行っていない	支払っていない	なし
刈谷市	概算払ができる	これまで設問のような事例は発生したことはないが、今後、発生した場合は議決を経た後に精算を行う。		
豊田市	概算払ができる	概算払ができるが、市費による概算払は行っていない。		原則、相手方への賠償金の支払いは、保険会社からの直接払いを行っている。直接払いのタイミングは、双方事故は示談成立後、１００％加害事故の場合は、保険会社により示談書が作成され、相手方の押印がなされたものを確認後に、保険会社から支払っている。

市名	回答			
	（３）「（２）ウ」を始めとして、示談前に補償額の一部を支払う方法について			（４）その他の事務処理方法について
	ア　規則で賠償金の概算払ができることとしているか	概算払ができる場合 イ　議決を経て精算払を行っているか	概算払ができない場合 ウ　示談額が決まる前に資金前渡金により一部を支払っているか	
安　城　市	概算払ができる	「安城市予算決算会計規則」第６２条において、損害賠償金については、概算払いをすることができるとしている。　▸資料２		相手が存在して示談が必要な支払事務は、全て「全国市有物件」に委託している。
西　尾　市	概算払ができる	設問のような事例が無いが、示談書締結後の賠償の原則を踏まえつつ、事故の状況によりその都度判断する。		特になし
蒲　郡　市	概算払ができる	行っていない	支払っていない	特になし
犬　山　市	概算払ができない		していない。	
常　滑　市	概算払ができない		資金前途による支払いは行っておりません。	
江　南　市	概算払ができる	特に現定はありません	支払っていません	特にありません
小　牧　市	概算払ができる	行っている。	支払っていない	
稲　沢　市	概算払ができない		支払っていない。	
新　城　市	概算払ができる	概算払ができるとされているが、実際には概算払はしていない	―	―
東　海　市	概算払ができる	議決を経て概算払いを行っていない。		特になし
大　府　市	概算払ができない	行っていない。	支払っていない。	
知　多　市	概算払ができる	規則上は可能かと考えられるが、事例がないため回答できない。		なし
知　立　市	概算払ができる	事例はありませんが、示談額が決まる前に専決処分できる金額以下の額で概算払をし、議決を要する額となった場合には、議決を経て清算払を行うと思われます。		特にありません。
尾 張 旭 市	概算払ができる	行っている		なし
高　浜　市	概算払ができる	・示談額が決まる前に概算払を行い、議決を要する額となった事例はない。		その他の事務処理は行っていない。
岩　倉　市	概算払ができる	予算決算会計規則第６４条に損害賠償額は概算払により支払うことができるとされているが、実際に概算払により支払うかどうかについては、事例ごとに判断しており、明確な規定はない。また、議決を要する額となった場合に議決を経て精算払を行っているかについて事例がないため、実際に事例が発生した場合に検討することとなる。	示談額が決まる前に、資金前渡金により一部を支払うことはない。	_

市名	回答			
	（３）「（２）ウ」を始めとして、示談前に補償額の一部を支払う方法について			（４）その他の事務処理方法について
	ア　規則で賠償金の概算払ができることとしているか	概算払ができる場合 イ　議決を経て精算払を行っているか	概算払ができない場合 ウ　示談額が決まる前に資金前渡金により一部を支払っているか	
豊　明　市	概算払ができる	今までに案件なし	規則上は資金前渡によることは可能（案件なし）	特にありません
日　進　市	概算払ができる	過去１０年間で実績なし。		
田　原　市	概算払ができる	概算払の実例はありません。		示談前には支払わない。
愛　西　市	概算払ができない		資金前途金による支払いは行っていない 自賠責保険等は示談額が決まる前に支払われている	
清　須　市	概算払ができる	これまで概算払を行ったことがない	これまで資金前渡金により支払ったことがない	
北名古屋市	概算払ができる	実例はないが、そのように行うこととなると思われる。		
弥　富　市	概算払ができる	行っていない。		
みよし市	概算払ができる	行わない。	支払ってない。	特になし。
あ　ま　市	概算払ができる	事例がないため判断ができません。		事例はありません。
長久手市	概算払ができる	長久手市予算決算会計規則に基づき、概算払を行うことはできるものの、運用として示談額が決まる前の概算払は行っていません。		自動車事故については、（一般）全国自治協会に加入し賠償事務を行っている。